

会 議 録
-------

会 議 の 名 称	第2回 枚方市総合計画等策定支援業務事業者選定審査会
開 催 日 時	令和8年1月18日(日) 16時00分から17時10分まで
開 催 方 法	枚方市役所 別館4階 特別会議室
出 席 者	新川会長、中川副会長、坂平委員、橋本委員、本多委員
欠 席 者	—
案 件 名	<p>(1) 枚方市総合計画等策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項等について</p> <p>① 第1回選定審査会の振り返り</p> <p>② 選定審査にかかる手法や流れ</p> <p>(2) その他</p>
提出された資料等の名 称	<p>資料1-1① 枚方市総合計画等策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項(案)</p> <p>資料1-1② (別紙)策定における基本的な考え方(案)</p> <p>資料1-2 仕様書(案)</p> <p>資料1-3 様式集(案)</p> <p>資料1-4 第1回選定審査会における意見とその反映内容等</p> <p>資料2-1 選定審査表(案)</p> <p>資料2-2 選定基準に係る補足説明(案)</p> <p>資料2-3 提案見積額一覧【見本】(案)</p> <p>資料3 審査会日程案(案)</p>
決 定 事 項	募集要項等について、意見を踏まえ修正を行った。その後、委員への報告及び会長・副会長への相談を経て、公表することとした。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第5条第1項第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議等を行うため。
会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由	非公開 枚方市情報公開条例第5条第1項第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議等を行うため。(本審査会の答申後に公表)
傍 聴 者 の 数	—
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	総合政策部 企画課

## 審 議 内 容

### 1 開 会

【会長】 ただいまより第2回枚方市総合計画等策定支援業務事業者選定審査会を開会します。まず、委員の出席状況及び本日の進め方等について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 本日は5名中、5名の委員にご出席をいただいております。枚方市付属機関条例第5条第3項の規定により、本日の会議が成立している旨をご報告いたします。

続きまして、お手元の資料のご確認をお願いします。資料は

【資料1-1①】枚方市総合計画等策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項（案）

【資料1-1②】策定における基本的な考え方

【資料1-2】仕様書（案）

【資料1-3】様式集（案）

【資料1-4】第1回選定審査会における意見とその反映内容等

【資料2-1】選定審査表（案）

【資料2-2】選定基準に係る補足説明（案）

【資料2-3】提案見積額一覧【見本】（案）

【資料3】審査会開催日程（案）

でございます。資料の不足等はございませんでしょうか。

### 2 案 件

#### 案件（1）枚方市総合計画等策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項等について

##### ① 第1回選定審査会の振り返り

【会長】 それでは、案件（1）「枚方市総合計画等策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項等について」を議題とします。本件について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 それでは、「枚方市総合計画等策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項（案）」①の「第1回選定審査会の振り返り」について、ご説明いたします。

まずは、第1回選定審査会にていただきましたご意見等を踏まえ、資料を修正している部分についてご説明をさせていただきます。

資料1-4をご覧ください。

まずは、「枚方市総合計画等策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項（案）」についてのご意見と、その修正内容についてです。1ページの「2. 委託業務（3）提案上限額」につきまして、経費を15%とした根拠や、最低価格の設定はないのかという点に関してご意見をいただいております。修正内容としましては、2つ基

準を設定いたしました。まず適正な業務履行が可能か否かについて判断を行う基準としての「調査基準価格（提案上限額に85%を乗じた額）」を設けました。さらに、失格基準としての「数値的判断基準値（提案額の平均の85%の額）」を設定しております。詳細につきましては、資料2-3「提案見積額一覧【見本】(案)」に記載していますので、ご参照ください。

続きまして、募集要項の4ページの「4. 参加資格審査・企画提案審査の受付（3）企画提案書等の受付③提出書類」に関しまして、再委託を予定している項目については、事前に事業者から提案があったほうがよいのではないかというご意見をいただきましたので、その旨を記載するよう文章を修正しています。なお、実際に採択を行う場合は、提案時の記載があった場合でも、事前の承諾を必要としております。仕様書にも再委託に係る内容がありますので、そちらも併せて修正しています。加えて、補助的な業務には当たらない軽易な業務については承認を不要とする旨を、仕様書に併せて記載しています。

続きまして、6ページの「5. 企画提案審査の実施（3）企画提案審査の評価基準」に係る内容について、実施体制や企画提案面の小計が合わないところがありました。こちらにつきましては、第1回選定審査会後に事務局で精査を行い、改めて基準を記載していますので、後ほど詳しく説明いたします。

続きまして、7ページの「（4）最優秀提案者及び優秀提案者の選定方法」についてです。同点の最優秀提案者、あるいは優秀提案者が生じた場合は、評価項目に係る企画提案面の点数が高い方を選定することといたします。

続きまして、8ページの「7. 契約の締結（2）契約交渉及び見積書の提出」について、2点ご意見をいただいております。まず1点目は、交渉がまとまりきらないことを避けるための期限の設定について、そして2点目は、事業者からの見積もりに関して、後から交渉の余地が発生しないようにすることについてです。修正内容としましては、結果通知後3週間を契約交渉の期間として記載をしています。あわせて、正当な理由なく契約交渉期間内に交渉が完了しない場合も契約不調として取り扱うこととしています。金額面につきましても、原則としては提案時に提出された見積書の金額で契約を締結すること、また、必要に応じて発注者からの協議により金額の変更を行う場合がある旨を記載しています。

続きまして、9ページの「8. 募集要項・仕様書等の公表（2）実施スケジュール」についてです。第1回選定審査会通知内容についてご質問をいただき、「点数の公表を考えていない」と回答しましたが、総合点のみ事後公表とさせていただきます。なお、結果通知にあたっては、可否のみを予定しています。結果の公表を行う段階で、評価コメントを付した形で合計点を各提案者にお知らせしたいと考えています。募集要項に関しては以上です。

続きまして、資料1-1②「(別紙) 策定における基本的な考え方 (案)」についてのご意見と、その修正内容についてです。

まず1ページの「1. 基本的な考え方（3）新たなデジタル技術の積極的な活用」のSNSといったフィールドにおける分析について、想像しづらいというご意見をいただきました。修正内容として、こちらの文言を削除しています。フィールドの意味するものとして、ワークショップなどを想定していたのではないかというご意見もいただきま

したが、ワークショップはアンケートと並ぶ従来の意見聴取手法として認識しており、ここではそれら以外の方法による意見聴取について記載しています。

続いて、2ページの「4. 策定体制（1）枚方市総合計画審議会（2）総合計画等策定委員会」について、期間や回数の記載があった方がわかりやすいというご意見をいただきましたので、開催回数をそれぞれ全10回と想定して記載しています。仕様書については、令和8年度5回、令和9年度5回と、それぞれ年度における想定回数も記載しています。

続きまして、資料1-2「仕様書（案）」についてのご意見です。3ページの「5. 業務内容（2）業務の詳細④各種アンケート調査等の実施補助」について、目標サンプルサイズや調査手法が記載されていないため、事業者にとって分かりにくいとのご指摘をいただきました。事務局としては、提案者に委ねる意図で敢えて記載していませんでしたが、最低限実施すべき項目として、無作為抽出による市民意識調査と、事業者・NPO向けアンケート調査の2点を仕様書に明記しています。

同じく3ページの「⑤SNS分析、枚方市が過去実施したアンケートや市長への提言の分析」、次ページの「⑥庁内外各種ワークショップの実施補助」、「⑦幅広い市民、事業者からの意見聴取の手法提案と実施補助」についてです。企画提案面として配点を高く設定している項目について、配点が高いにも関わらず実施内容やボリュームがわかりづらいというご意見をいただきました。「⑤SNS分析、枚方市が過去実施したアンケートや市長への提言の分析」につきましても、過去に本市が実施したアンケートや市長への提言の実績を参考として記載しています。過去の報告書や提言内容については、枚方市のホームページでも確認できます。「⑥庁内外各種ワークショップの実施補助」につきましても、ワークショップに係る支援内容を具体化し、修正しています。「⑦幅広い市民、事業者からの意見聴取の手法提案と実施補助」についてですが、これは先ほど申しあげましたアンケートやワークショップ以外の手法を想定しております。具体的には、オンラインプラットフォームの活用などを通じて、声なき声の意見やマイノリティの方々の声等を幅広く集めることを期待しております。このため、我々が求める支援内容のイメージが伝わるよう記載いたしました。

11番の項目につきましては、先ほど再委託のところで説明しましたので、省略させていただきます。

続きまして、8ページの「11. 成果物の作成、提出」について、2点修正いたしました。1点目は成果物の提出期限の明確化です。2点目は、SNS分析の報告書をアンケート調査報告書と併せて記載していたため、これを分かりやすく修正した点です。具体的には、各業務の完了時期に合わせて、各項目に対応した報告書を提出いただくよう記載を改めております。

最後に、13ページの誓約書の様式について、保護責任者よりも管理監督者の方が自然ではないかというご意見をいただきましたが、特記仕様書と別紙の誓約書は、庁内で統一された様式のため修正を行っていません。

第1回選定審査会においていただきましたご意見とその反映内容についての説明は以上となります。その他に、庁内での確認作業において修正を施した部分を資料の次ページ以降に記載しています。主に本市の契約担当部署からの意見を反映したものとなって

います。主なところとしては、参加停止に係る部分の要項名の修正や、税金の滞納に係る部分、また、宛先等の様式の体裁などです。さらに、プレゼンテーション実施日の体制の見直しに伴う提出資料の増加や順番の決め方、見積提出における考え方などについて修正しています。

以上が、「①第1回選定審査会の振り返り」についての説明でした。

**【会長】** ありがとうございます。ただいま説明のありました内容について、委員の皆様からご質問、ご意見等がありますか。

**【委員】** 資料1-2のアンケート調査について、インターネット回答可とありますが、郵送調査で対象者を選定し、その中に書かれたURLでインターネット回答を行うのでしょうか。それとも最初からインターネットでリクルーティングを行うのでしょうか。どちらの方式を想定していますか。

**【事務局】** 前者の認識で問題ありません。郵送調査で対象者を選定し、回答は紙かインターネットのどちらでも良いとしています。

**【委員】** 低価格調査関係についてですが、調査基準価格（提案上限額の85%）に該当した場合、その事業者が優先交渉権を持つ可能性があります。この場合、調査はどのように進めるのでしょうか。

**【事務局】** 調査基準価格に該当した場合、別途必要書類の提出を求め、プレゼンテーションを含め総合的に判断します。選定審査会において問題がないと認められましたら、そのまま最優秀提案者として選定します。

**【委員】** 再委託についてですが、事前に再委託の内容を記載した場合、優先交渉権を得た際に改めて承諾を得る必要があるのでしょうか。それとも記載した時点で承諾済みとみなされるのでしょうか。誤解を招かないような表記にする必要があると思います。

**【事務局】** 契約内容については事務局と交渉の上で決定いたしますので、別途改めて承諾を得る必要がございます。

**【会長】** 募集要項9ページの提案審査結果の公表において、選定されなかった事業者の提案内容が全て公開されることによるノウハウの流出など、事業者に不利益が生じないよう、情報の取り扱いには留意が必要ではないでしょうか。後々の争いの種になる可能性もございますので、注意が必要です。公表資料から除くか、取り扱いについて改めて検討していただきたいです。

**【事務局】** 原則公開であるものの、ノウハウの流出が懸念される場合は、公開の範囲を検討いたします。取扱いについて、事務局で改めて確認いたします。

**【会長】** 委員の皆様から前回いただいたご意見を基に、事務局にて契約内容の明確化や誤字脱

字の修正等を実施いたしました。それでは、「①第1回選定審査会の振り返り」については以上とさせていただきます。

## ② 選定審査にかかる手法や流れ

【会長】 それでは、次の「②選定審査にかかる手法や流れ」につきまして、事務局からご説明願いたいと思います。

【事務局】 「②選定審査にかかる手法や流れ」につきまして、ご説明させていただきます。

資料2-1「選定審査表(案)」をご覧ください。選定審査に係る評価の方法及び考え方についてご説明させていただきます。なお、今からご説明いたします内容につきましては、資料2-2「選定基準に係る補足説明(案)」においてお示ししておりますのでご確認ください。

資料2-1に従いまして、ご説明させていただきます。まず総合点についてですが、各委員の持ち点である85点×5名分で425点となる内容審査に係る得点と、見積額によって定めます75点を合計し、500点満点を総合点としております。採点につきましては、選定審査表に従いまして、評価項目における確認事項1から17までをもとに、1から5の5段階評価を行っていただきます。

評価に係る手順についてご説明いたします。事前に企画提案書等を皆様にお送りさせていただきますので、その記載内容について、左から2列目にございます本市が求める確認事項を満たしているかどうか確認していただきます。こちらに従いまして、企画提案書等に予め目を通していただき、判断が難しいものや疑問点が残るものにつきまして、プレゼンテーションでの内容や実際に事業者へ質疑を行っていただき、ご判断をいただくこととなります。

続きまして、採点についての考え方です。左から2列目の確認事項を満たしているかどうかをご判断いただきまして、満たしている場合は基礎点である3点とします。この3点を基準としまして、加点または確認事項を満たさない場合の減点をご検討いただきます。まず加点についてのご説明です。右側の加点要素と示しております本市が求める確認事項を上回る提案がなされている場合は、加点の対象となります。加点の場合の評価は、加点要素のどちらか一つを満たしている場合は4点、加点要素を二つとも満たしている場合は5点となります。確認項目が全部で17項目ありますので、それぞれに対して2点ずつの加点要素を設定しており、5点満点が17項目で85点となっております。

右側の加点要素につきましては、後程ご説明させていただきますが、事務局で予め用意しております目安としてご認識いただければと思っておりますので、この加点要素と同程度だと判断できる場合や、ここに記載されておらずとも確認事項を上回る提案(要素)だと委員の皆様がご判断いただける場合につきましては、加点対象としていただけます。

次に減点についてですが、確認事項を満たしていない場合は、2点または1点の評価となります。確認事項について不明確な点があり、評価基準を満たしているとは言えない場合は2点、提案が無い、または求める内容を全く理解していない場合は1点となり

ます。

それでは、確認事項の加点要素について順にご説明させていただきます。まず大きな項目として「業務実施面」ですが、会社の業務実績や業務責任者の履行実績・実施体制について確認する項目です。1つ目、「会社及び業務責任者における総合計画やそれと同等の方針や計画の策定支援業務実績は十分であるか」、こちらを満たしていれば3点です。右側の加点要素として、確認事項に加えて、「会社が地方公共団体（中核市の人口規模以上）と契約した本業務と同様もしくは類似する業務の取り扱い実績を2回以上有している。」場合はプラス1点、また、「業務責任者が本業務と同様もしくは類似する業務の取り扱い実績を3回以上有する。」場合はプラス1点、両方満たしている場合は5点となります。続いて2つ目の確認事項として「円滑な業務遂行が可能な実施体制がとられており、かつ、発注者の要請や協議に対して専門的な視点をもって柔軟に対応できる人員配置が行われているか」としております。加点要素としては、「発注者とのコミュニケーションや協議を要所のタイミングで行うことだけでなく、発注者の突発的な相談や協議の際の対応についても明確である。」場合、また、「業務責任者を含む配置された人員の専門的スキルや資格の保有状況などが明確であり、発注者の相談や協議に対し、的確な対応が期待できる。」場合としております。

次に大きな項目2つ目「企画提案面」です。業務全体に対する理解ということで、2つ確認事項を設けております。まず1つ目の確認事項として、「本業務の目的や仕様書の内容を理解した上で、枚方市の特徴や課題等を踏まえた分析手法の提案ができているか」、加点要素として、「地方創生に関する最新情報や国・府の指針、社会情勢、枚方市の特徴や課題などを深く捉える姿勢と、それを踏まえた具体的で実用的な分析手法が示されている。」場合、また、「枚方市の総合戦略の内容や、都市計画マスタープラン等の関連する個別行政計画との連携を踏まえている。」場合を加点としております。

続いて2つ目の確認事項として「超長期的な将来を見据えたビジョンの作成と本質的な課題の整理、その対応等の検討にかかる手法が提案されているか」、加点要素として、「人口減少社会を前提とした考えのもと、枚方市の推計人口や具体的なデータを使用した超長期的な将来を見据えたビジョンの作成が提案されている。」場合、「作成するビジョンや整理した課題をもとに、次期総合計画期間内に位置づける施策や取組の検討について、具体的な手法や考え方などが示されている。」場合を加点としております。

続きまして、業務工程や提案内容の的確性、構成力やデザイン力の確認事項として4つ設けております。まず1つ目として、「業務実施手順を示す業務フローまたは工程表等が具体的に示されているか」、こちらの加点要素につきましては、「それぞれの工程のアウトプットを次の工程へ円滑に受け渡すなど、業務全体を俯瞰的に理解したうえで、業務間の成果の受け渡し等が効果的・効率的に計画されている。」場合、また、「作業期間を含め、突発的な事案の発生も想定するなど、柔軟で余裕を持ったスケジュールが組まれている。」場合としております。続いて2つ目の確認事項として「提案内容の各項目の内容は、具体的かつ論理的で説得力があり、量も妥当か」、加点要素として、「着目点・問題点・解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、効果的で必要な取り組みが網羅的に提案されている。」場合、また、「提案内容を裏付ける具体的な根拠の提示や論理構築がなされている。」場合を加点としております。続いて3つ目の確認事項とし

て、「企画提案書の内容に整合性、一貫性があり、わかりやすく読みやすいものになっているか」、加点要素として、「読みやすく、説得性のある内容が、過不足なくコンパクトに記載されている。」場合、また、「図やグラフ等を効果的に用いた、視覚的にもわかりやすい内容構成となっている。」場合を加点としております。続いて4つ目の確認事項として、「成果物である総合計画やその概要について、年代など属性に関わらず多くの人に見てもらうことができ、まちの将来を具体的にイメージできるような構成やデザインについて示されているか」、加点要素としましては、総合計画の冊子や概要版、年代別で子ども版や外国語版などの提案があるなど、「読みやすく伝わりやすい内容となるよう独創的な構成やデザインの工夫が示されている」場合、「計画策定後の周知広報に資する概要版の作成について、複数のテーマを想定した提案がある。」場合を加点としております。こちらについては、仕様書では協議のうえテーマを設定すると記載していますが、提案段階でその内容についての提案があった場合に加点となるよう設定しています。

次ページに移っていただきまして、独自提案に係る評価項目です。まず1つ目の確認事項ですが、企画提案書全体に対して、「仕様書にない枚方市の特性を捉えた独自性や先進性、実現性のある提案がされているか」、加点要素として、「他の提案者にはない知識や経験、スキルを活かした実現性のある提案が示されている。」場合、「AIなどのデジタル技術の活用や市民参画の手法における独自提案以外で、計画策定に向けて有用性のある提案が2つ以上ある。」場合を加点としております。

また、AIなどのデジタル技術の活用として2つ確認事項を示しております。1つ目の確認事項ですが、「デジタル技術を活用した、これまでにないニーズや課題の把握、分析等の手法が提案されているか」、加点要素として、「デジタル技術の活用によって得られる効果が明確な根拠に基づいている。」場合、「課題やニーズ把握、集計、分析など各段階でAIなどの最新技術が取り入れられている。」場合を加点としております。2つ目の確認事項として、「策定作業の効率化に寄与するデジタル技術の活用が提案されているか」、加点要素として、「デジタル技術の活用によって得られる効果が明確な根拠に基づいている。」場合、また、「本業務だけでなく、継続的な業務効率化として枚方市の業務全体への横展開に期待できる提案が示されている。」場合を加点としております。

続いて、市民等の参画手法として4つ確認事項をお示ししております。1つ目の確認事項として、「策定プロセスを通じた市民や職員の総合計画策定に対する参画意識の醸成につながる提案がされているか」、加点要素として、「計画策定に対する興味・関心や理解を深めることを目的とした講演や研修等の実施が提案されている。」場合、「枚方市の考えを十分に踏まえた市民等の参画意識を高める具体的な手法が示されている。」場合を加点としております。2つ目の確認事項として、「各種アンケートの対象者や実施手法が具体的に提案されているか」としてしております。仕様書において、必須の調査を市民意識調査と事業者・NPOアンケート調査の2つとしておりますので、加点要素としては、それ以外の「子どもや若者など、対象者の属性に合わせた効果的な調査手法が具体的に示されている。」場合、また、「十分な回答数の獲得に向けた工夫が示されている。」場合を加点としております。3つ目の確認事項として、「聴取した市民の意見やニーズの分析手法や計画への反映までのプロセスについて具体的な提案がされているか」、加点要素としては、アンケートやワークショップ等で「得られた意見等の効果的

な分類・分析や、回答者へのフィードバックを目的としたツールまたはデジタル技術の活用などが具体的に示されている。」場合、確認事項としてはプロセスとしての提案としておりますが、「得られた意見等を計画に円滑に反映できる具体的な手法が示されている。」場合を加点としております。4つ目の確認事項として、「アンケートやワークショップ以外の手法による意見聴取方法とその活用について具体的に提案がされているか」、こちらについては、仕様書である程度フリーの提案をしていただく項目として用意しておりますので、確認事項として記載をし、委員の皆様にご判断いただきたいと考えております。加点要素として「オンラインプラットフォーム等のツールを活用するなど、性的マイノリティや障害者の方など声をあげられない、あげにくい人たちの声を拾いあげる手法が示されている。」場合、「十分な回答数の獲得に向けた工夫が示されている。」場合を加点としております。

最後の大きな項目として「プレゼンテーション」です。これは当日の判断になりますけれども、取組意欲や対応力を確認する項目となっています。1つ目の確認事項ですが、「本業務に取り組む意欲と、発注者を支え、ともに業務を遂行していこうとする積極性が感じられるか」、加点要素として、「計画策定に対する積極的な意欲を十分に有している。」場合、また、「発注者とともに業務を実施していく上で必要なコミュニケーション力や協調性を十分に有している。」場合を加点としております。2つ目の確認事項ですが、「質疑応答において、的確な対応ができているか」、加点要素として、「募集要項や仕様書の内容を事前によく確認し、十分な準備ができています。」場合、「応答内容は、根拠や知識の裏付けによる説得力があり、提案内容の補完となっている。」場合を加点としております。以上17項目について、皆様に1から5の5段階で評価をしていただく予定です。項目についてのご説明は以上です。

最後にここまでの流れをスケジュールに落とし込んだものを資料としてご用意しておりますので、ご説明させていただきます。資料2-2「選定基準に係る補足説明(案)」の4ページをご覧ください。プレゼンテーションに係る実施日を3月18日(水)または3月9日(月)としておりますが、一旦この資料上は3月18日(水)と記載しています。2月20日(金)をプレゼンテーションに係る企画提案書等の受付期限としており、提出のあった企画提案書等について、翌週には委員の皆様へ送付する予定です。評価項目もあわせて送付致しますので、プレゼンテーション実施日の前日までをご確認いただける期間として設定しております。3月18日(水)にプレゼンテーションを実施のうえ、委員の皆様には選定審査表と各者評価コメントをいただききたいと考えております。

評価につきましては、プレゼンテーション実施日にしていただいても結構ですし、委員の皆様からの選定審査表等の提出期限を約2週間程度設けることを考えておりますので、一度お持ち帰りいただき、ご判断いただいても構いません。

また、提案者数が2者などで少ない場合は、プレゼンテーション実施日に採点を完了していただくことも想定しております。プレゼンテーションの提案者数によらず、プレゼンテーション実施後には委員の皆様で感想を述べていただく時間を設けますので、そちらもご活用いただけたらと思います。スケジュールに従いますと4月2日(木)に一度集約をさせていただきます。委員の皆様には各委員の評価の状況を共有させていただ

きます。そちらをもとに、答申日であります4月9日（木）までにご自身の評価を再度確認いただき、第5回選定審査会で改めて事務局から選定結果の報告と説明をさせていただきます。このタイミングで委員の皆様の評価をご修正いただくことも可能です。すべての評価が確定次第、事務局にて最終評価結果を作成しまして、確認及び承認のうえ答申をいただくこととしております。長くなりましたが、選定審査にかかる手法や流れについての説明は以上とさせていただきます。

**【会長】** ありがとうございます。それでは、ただいま事務局より選定審査表の評価の項目、配点における確認事項や加点要素、また今後のスケジュールについてもご説明いただきましたが、これらにつきまして各委員からご質問やご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**【委員】** 独自提案の確認事項10の加点要素「課題やニーズ把握、集計、分析など各段階でA Iなどの最新技術が取り入れられている。」とありますが、全ての段階でA Iを活用するように読み取れてしまいます。中には単純な集計であればA Iを使わずとも十分なものが存在しますので、「各段階で」という表現よりも「適切な」という表現の方がふさわしいのではないかと考えます。

また、A Iというと生成A Iを活用した分析が想定されますが、生成A I側のサーバーに枚方市が提供したデータもしくは市民の声のような情報がアプリ提供側のサーバーに送られてしまい、情報流出の懸念があります。昨今はそうした危険性があるため、評価内容に入れるか、記載事項に追記する等した方がよいのではないのでしょうか。

**【会長】** ありがとうございます。評価項目の確認事項10についてよろしいですか。

**【事務局】** 個人情報の適切な管理という点は仕様書にも記載していますが、生成A Iなどの最新技術の部分については我々も理解できていないところがありますので、審査に係る基準として設けるかどうか検討させていただきたいと思っております。

**【委員】** 評価の関係で確認したいのですが、資料2-2の3ページに「不明確な点があり確認事項を満たしているとはいえない場合は2点」、また、「提案がない、または、求める内容を全く理解していない場合は1点」とありますが、プレゼンテーションで補足説明等があり明確になった場合、評価の取り扱いはどうなりますか。

**【事務局】** プレゼンテーションにおける発言は、企画提案書と同義として取り扱いのうえ、評価をしていただきますようお願いいたします。

**【委員】** 企画提案書には全く書いていない場合でも、プレゼンテーションで説明があれば書いているものと同義とするということですか。

**【事務局】** そのとおりです。

- 【会長】 最終的には提出された企画提案書と当日のプレゼンテーションの内容をあわせてご評価をいただくことになると思います。
- 【委員】 今回の質問と関連して、確認事項のなかに提案があるかないかで判断されるものと、「具体的に」など程度で聞かれるものが混在しています。提案があるかないかであれば、なければ「1点」になりますが、一方で「具体的に」などであれば、満たしていなければ「2点」になるなど、評価項目間で減点の仕方に幅が出てしまうため、そこは問題ないでしょうか。
- 【事務局】 おっしゃるように特に市民参画の部分で「具体的に」という表現があり、程度感での評価は難しいところがありますので、事務局で検討したいと思います。
- 【委員】 「具体的に」と記載がある確認事項は2点の評価になりますが、「提案があるか、ないか」の確認事項については1点の評価になってしまうのが気になる点です。
- 【委員】 その質問に関連しますが、非常に立派な提案があったとしても、実現の可能性があるのかという観点も出てくるとは思いますが、そういったものについては評価に入りませんか。
- 【事務局】 しっかりとした目的や具体的な手法が伴う提案となって、はじめて加点要素となります。あまりにも現実的でない手法などの提案は、求める内容を理解していないことにもつながるため、実現可能性も加味したうえでご判断いただきたいと考えております。
- 【委員】 確認事項6について、「量も妥当か」という記載がありますが、何を以て量が妥当かというのがわかりにくいと思います。加点要素を見ると「必要な取り組みが網羅的に提案されている」とあり、それを確認事項に反映してはどうでしょうか。
- また、加点要素の2つの項目について、どちらも「論理的」という表現がされているため、例えば1つは「論理的」、もう1つは「必要な取り組みが網羅されている」に分けるなど、住み分けが必要ではないかと思えます。
- 最後に、加点要素は事後公表とされていますが、答申後に加点要素も公表されるのでしょうか。
- 【事務局】 現時点では、委員の皆様のそれぞれの評価は非公表ですが、第2回選定審査会の資料として公表を予定しています。
- 【委員】 何年か先に同様の委託をする際に、今回の評価項目が基準となってしまうため、加点要素は事後公表としなくてもいいのではないかと思います。
- 【会長】 恐らく市としては原則公開ですので、答申後には公表したいというところかと思えます。それが今後の意思決定に影響を及ぼすのであれば、検討が必要かと思えます。事務局で検討願います。

- 【委員】** 確認事項1の加点要素ですが、業務責任者が応募団体等とは関係なく、業務責任者個人の経歴として類似する業務に関わっていても加点要素とするということでしょうか。
- 【事務局】** そのとおりです。参加要件として設けていますのは、会社が過去10年以内に中核市の人口規模以上との取扱い実績があることとしており、それに対して複数実績がある場合はもう1点、さらに業務責任者が自治体の規模によらず本業務や類似する業務の取扱い実績を3回以上有する場合はもう1点としております。
- 【会長】** 応募団体は会社を想定しているということによろしいでしょうか。財団法人や一般社団法人等もありますので、「会社」という表現について適切かどうか、これまでの契約等を確認し、適切な表現にさせていただくようお願いいたします。
- 【事務局】** 事務局内で検討させていただきます。
- 【委員】** 提案者については、個人事業主の提案ということもあり得ますか。
- 【事務局】** 個人事業主の提案も想定しています。確認事項2において、行政側の要請に対して一人で円滑にスケジュールが回せるかなど、総合的にご判断いただきたいと思っております。
- 【会長】** 事業者の提案を委員の皆様にご覧いただくと、評価項目の確認事項や加点要素に馴染まないが評価できる点など、多く出てくると思います。そこは加点要素を追加していただくといったご判断に恐らくなるかと思っております。こうした想定外があることを予め想定しながら進めていただけたらと思っております。事務局もその認識で良いですか。
- 【事務局】** そのとおりです。あくまで加点要素については事務局で考えている項目ですので、一定の基準としてご理解いただけたらと思っております。
- 【委員】** そうした認識なので公表しても問題ないという理解でいいですか。
- 【事務局】** そういった考え方もあるかと思っております。あくまで事務局としての加点要素というところで、委員の皆様がどうご判断されたかというのは、追ってご提出いただきます評価コメント等で確認していただく流れも考え方としてはあるかと思っております。一度事務局内で確認させていただき、後日皆様にお示しさせていただきます。
- 補足ですが、前回の資料では加点要素を加点事項としておりましたが、ずれが生じた場合やそれ以外の加点要素が出た場合にどうするのかということがあり、一定の基準、目安としていただくために要素としております。
- 【会長】** それでは、選定審査表の内容と今後のスケジュールについてご説明いただき、各委員からさまざまなご意見もいただきましたが、これらの点について改めて事務局でご検討いただき、最終案をお示しいただくということでご覧いただけますか。出来れば、公表前に各委員にご確認いただくようお願いいたします。

【事務局】 承知しました。

【会長】 それでは、選定審査に係る手順等について、色々ご意見もいただきました。確認事項や加点要素の扱い方、また確認事項ではあるかないかで判断できるものと程度感のグラデーションで判断できるものをどうするか、加点要素につきましては、それぞれの加点項目の整理などいくつかご意見をいただきました。同じような項目が加点要素にまたがっているものもありますので、そこは意識的に整理して頂けたらと思います。前後しますが確認事項の表記の仕方、出来れば客観的にわかりやすい表記を心がけていただけたらと思います。

今後のスケジュールでありますけれども、募集要項等の公表後に事業者の方々からの質疑の受付やそれに対する回答の公表があります。質疑の内容やその回答内容につきましては、選定審査会の各委員へ共有していただけたらと思います。その後参加資格の確認も行っていく必要がありますので、こういった質疑があったかを各委員にもご確認いただけたらと思います。

第4回選定審査会については、3月18日（水）の9時から14時頃まで予定をいただいているかと思いますが、各委員の皆様、よろしく願いいたします。これは3者程度を想定しているのでしょうか。

【事務局】 3者程度を想定していますが、その倍の数の提案者となりますと3月18日（水）の実施は難しい為、3月9日（月）に前倒しし実施させていただきます。よろしく願いいたします。

【会長】 本件については、これまでの枚方市の実績等ご覧になられて、何者程度来られるか想定はありますか。

【事務局】 3者程度を想定しています。

【会長】 プレゼンテーション実施後、4月9日（木）に予定しております第5回選定審査会で答申を行いますので、よろしく願いいたします。なお、最優秀提案者の決定については、本選定審査会において合議をして決定していただきますので、単純に点数の合計ではないという理解をしておりますが、事務局もその認識でいいですか。

【事務局】 その認識です。

【会長】 各委員もその認識でよろしく願いいたします。

それでは、本日予定しておりました案件（1）枚方市総合計画等策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項等については以上とさせていただきます。まずは取り急ぎ募集要項等の修正をよろしく願いいたします

続いて案件（2）その他とありますが、事務局から何かありますか。

## 案件（2）その他

【事務局】 2点ございまして、まず1点目ですが、本日の修正内容につきましては、お忙しいところ大変恐縮ではございますが、1月21日（水）が公表日となりますので、それまでに修正した内容を委員の皆様にご確認いただきたいと思います。最終的な公表のご判断につきましては、会長、副会長にご相談のうえ、ご判断いただくということでもよろしいでしょうか。

【委員】 異議なし。

【事務局】 ありがとうございます。続いて2点目ですが、次回の開催日程についてです。1月21日（水）に募集要項等が公表されまして、2月12日（木）を参加表明等の受付の締め切りとしております。そこで参加者数が決定しますので、第3回選定審査会としましては、参加資格をご確認いただく書面会議とさせていただきます。書面会議については2月16日（月）の週を予定しております。後日メールにて開催通知や確認様式等を送付させていただきますので、ご確認の程よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、年度末や年度初めのお忙しい時期に大変恐縮ではございますが、引き続き、どうぞよろしくお願い致します。

【会長】 ありがとうございます。それではただいまご説明がありましたが、公表が迫っておりますので、各委員の皆様はお忙しいところ恐れ入りますが、ご確認の程よろしくお願いいたします。

## 3 閉 会

【会長】 本日予定しておりました案件について、すべて終了いたしましたので、各委員から何かなければ以上になりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員】 異議なし。

【会長】 ありがとうございます。それでは第2回選定審査会につきまして、以上を持ちまして閉会とさせていただきます。熱心にご審議いただき、ご協力をいただきましたこと感謝申し上げます。事務局におかれましてもご苦勞様でした。以上で閉会とさせていただきます。ありがとうございました。